

令和6年度市・道民税申告書の書き方（おもて）

●「申告者」

全ての事項に記入してください。

代理人が提出する場合は、代理人欄にも記入してください。

勤務先欄について、勤務先がない場合は空欄または「無し」と記入してください。勤務先がある場合は、「飲食店〇〇」や「(有)〇〇建設の大工」など具体的に記入してください。

●「本人に関する控除」

申告者本人が寡婦、ひとり親、障害者、勤労学生のいずれかに該当する場合は次のとおり記入してください。

- ・寡婦：□にチェックをして「事由発生年月」を記入。
- ・障害者：「※障害の記入方法」を確認して記入。
- ・ひとり親：□にチェック。
- ・勤労学生：□にチェックをして、「学校名」を記入。

※寡婦、ひとり親については、裏面「☆記入に関する注意点」をご覧ください。

※障害の記入方法

本人、同一計画配偶者、扶養親族が障害者の場合は次のとおり記入してください。

身（身体障害者手帳）、精（精神障害者保健福祉手帳）、療（療育手帳）の場合は「身・精・療」のうち該当するものを○で囲んで、手帳に記載されている「等級」および「手帳等の交付年月」を記入してください。

準（障がい福祉課にて発行する認定書）の場合は「準」を○で囲んでください。

●「社会保険料控除」「生命保険料支払金額」

「地震保険料支払金額」

前年中に支払った保険料がある場合は該当する項目に支払った保険料の金額を記入してください。

※源泉徴収票などに記入されている金額についても必ず記入してください。

※控除額ではなく支払金額を記入してください。

The form is a multi-page document with the following sections:

- Top Left:** '申告者' (Filer) section with instructions and examples.
- Top Right:** '収入に関する事項' (Income-related matters) section with instructions and examples.
- Middle Left:** '本人に関する控除' (Control of dependents) section with instructions and examples.
- Middle Right:** '配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者' (Spouse deduction, spouse special deduction, joint household spouse) section with instructions and examples.
- Bottom Left:** '扶養親族' (Dependent family members) section with instructions and examples.
- Bottom Right:** '医療費控除」「セルフメディケーション税制」 (Medical expense deduction, Self-medication tax system) section with instructions and examples.
- Central Area:** The main declaration area containing fields for address, name, telephone number, and various tax deduction tables (e.g., for income, dependents, medical expenses).

●「収入に関する事項」

・「無職無収入」「生活保護」「非課税所得」のいずれかに該当する場合は○で囲んで（ ）内に詳細を記入してください。

無職無収入の例：預貯金、親の援助、夫の被扶養者など
非課税所得の例：遺族年金、障害年金、雇用保険給付金、児童扶養手当など

・前年中に課税収入があった場合は、「収入金額等」「所得金額」欄に金額を右詰めで記入し、申告書裏面に内訳を記入してください。

●「配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」

申告者と生計を一にする配偶者（合計所得133万円以下）がいる場合は配偶者の内容を記入してください。

※申告者の合計所得が1,000万円以下、配偶者の合計所得が48万円以下の場合には配偶者控除の対象（控除対象配偶者）となり、申告者の合計所得が1,000万円以下、生計を一にする配偶者の合計所得が48万円超133万円以下の場合には配偶者特別控除の対象となります。

●「扶養親族」

申告者と生計を一にする扶養親族（合計所得48万円以下）がいる場合は、扶養親族の内容を記入してください。

平成20年1月1日以前生まれの扶養親族については「控除対象扶養親族」欄に記入し、平成20年1月2日以後生まれの扶養親族については「16歳未満の扶養親族」欄に記入してください。

※16歳未満の扶養親族は控除額がありませんが、非課税判定等の対象となります。

●「医療費控除」「セルフメディケーション税制」

前年中の医療費支払額およびその医療費に対する補てん金額を記入してください。

セルフメディケーション税制を申告する場合は「区分」に「1」と記入してください。

令和6年度市・道民税申告書の書き方（うら）

●「給与収入の内訳」

給与の源泉徴収票が発行されている方は、記入を省略して源泉徴収票の内容を申告書表面に記入してください。

それ以外の方は、給与明細書を基に内容を記入し、次のとおり申告書表面に金額を記入してください。

- ア. 収入額の合計額を申告書表面の収入金額等「給与」欄に右詰めで記入してください。
 - イ. 社保料の合計額を申告書表面の社会保険料控除の「その他」欄に記入してください。
 - ウ. 所得税の合計額を申告書表面の「所得税額」欄に右詰めで記入してください。

※収入額とはいわゆる手取り額ではなく、総支給額のことを
いいます。また、交通費の中には非課税となり総支給に含
まないものがありますのでご注意ください。

●「公的年金収入の内訳」

公的年金の源泉徴収票を基に内容を記入してください

内容を記入した後は、次のとおり申告書表面に記入してください。

- ア. 収入額の合計額を申告書表面の収入金額等「公的年金」欄に右詰めで記入してください。
 - イ. 社保料の合計額を申告書表面の社会保険料控除の「その他」欄に記入してください。
 - ウ. 所得税の合計額を申告書表面の「所得税額」欄に右詰めで記入してください。

1. 給与収入				(単位:円)			
勤務先	(有) ○○建設			所得の内容	営業等 不動産 公的年金以外の雑 その他		
電話番号	33-3333			収入額	社保料	所得税	賃貸
1	200,000	5,000		600,000			
2	200,000	5,000		450,000			
3	200,000	5,000		150,000			
4	200,000	5,000					
5	200,000	5,000					
6	200,000	5,000					
7	200,000	5,000					
8	200,000	5,000					
9	200,000	5,000					
10	200,000	5,000					
11	200,000	5,000					
12	200,000	5,000	合計	2,400,000	60,000		
2. 公的年金収入				(単位:円)			
種類・支払者	収入額	社保料	所得税	寄附の種類	寄附先	寄附金額	
日本年金機構	500,000	0	5,000	ふるさと納税対象の地方公共団体への寄附	●●市	10,000円	
計				北海道共同募金会		円	
				日本赤十字社北海道支部			
				ふるさと納税対象外の地方公共団体への寄附			
				条例で定めた北海道			
				団体への寄附 鈴路市		円	
7. 配当所得に関する事項				8. 事業税に関する事項			
種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費	非課税所得など	所得金額	前年中の開廃業
		・	円	円		円	
		・	円	円	損益通算の特例適用前所得	円	開始・廃止
		・	円	円	不動産所得		
	国外株式等に係る外国所得税		円	円	資産の種類	月	
					事業用資産の譲渡損失など	円	
					損失額、被災損失額(白)	円	他都府県の事務所等
9. 所得金額調整控除に関する事項							
年月日	明・大・昭 平・令	障害の種類・等級					
姓名		別居の場合					
個人番号		級の住所					
所得控除一覧表 (令和5年12月31日現在)							
納税者本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	900万円超1千万円以下	難損控除	市民税課にお問い合わせください。	1. 控除額の計算 (限度額70,000円)	
配偶者一般控除老人控除	33万円	22万円	11万円	医療費控除	①新一般生命保険料・介護医療保険料・新個人年金保険料ア. 12,000円以下の場合……………全額イ. 12,000円超32,000円以下…支払額×1/2+6,000円ウ. 32,000円超56,000円以下…支払額×1/4+14,000円エ. 56,000円超…28,000円	②セルフメディケーション税制による医療費控除の上限額から12,000円を差し引いた金額(限度額88,000円)	
合計所得金額	38万円	26万円	13万円	控除額		一般生命保険料・旧個人年金保険料 12,000円以下の場合……………全額 12,000円超40,000円以下…支払額×1/2+7,500円	
48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円				

●「その他の所得の内訳」

前年中に「給与」「公的年金」「配当」以外の所得がある場合は該当する項目に内容を記入してください。

※「営業等」及び「不動産」については、別紙収支内訳書を作成して申告書に添付してください。

●「事業専従者に関する事項」

個人事業を営んでいる方で専従者を雇っている場合は専従者の内容を記入してください。

●「別居の扶養親族に関する事項」

別居している扶養親族がいる場合は扶養親族の内容を記入してください

※個人特定のために個人番号（マイナンバー）が必要となりますので忘れずに記入してください。

●「寄附金に関する事項」

前年中に行つた寄附がある場合は寄附先および寄附金額を記入してください。（振込日時が令和5年中の寄附が対象となります。）

●「事業税に関する事項」

この欄に内容を記入した場合は、事業税の申告を行う必要はありません。

●「所得金額調整控除に関する事項」

所得金額調整控除を申告する場合は対象となる同一生計配偶者または扶養親族の内容を記入してください。

☆記入に関する注意点

- ・文中で使用される「前年中」とは令和5年1月1日から12月31日までの期間をいいます。
 - ・令和3年度から特別の寡婦・寡夫が「ひとり親」に変更され、「寡婦」「ひとり親」となりました。
さらに、「申告者本人の合計所得金額が500万円以下であること」が追加され、寡婦とひとり親両方の該当要件に「その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと」が追加されました。

●「配当所得に関する事項」

申告する配当所得がある場合は内容を記入してください。

※個人住民税が特別徴収されず、所得税と復興特別所得税が20.42%で源泉徴収されている上場株式等以外の配当等については申告が必要となりますのでご注意ください。